

国有林野事業における「ふれあいの森」制度の現状と展望

名古屋大学 農学部 資源生物環境学科 4年 ○青木陽子
名古屋大学 大学院 生命農学研究科 大浦由美

要旨

1999年から国有林野事業の一つとして森林ボランティア団体等に国有林の一部をフィールドとして提供するという「ふれあいの森」制度が始まりました。本研究では制度の現状を把握し、その問題点および今後を展望することを目的とし、アンケート調査と事例調査を行いました。

はじめに

1970年代の外材輸入体制確立により、日本の林業は衰退し始め、それに伴い国有林の経営状況も悪化してきました。そのため、4次に渡る改善計画が行われたものの経営状況の改善には至らず、1998年に国有林野事業の「抜本的な改革」が行われることになりました。

「抜本的な改革」では今後の国有林管理には国民の理解と支援が必要であるということから、国有林野を名実ともに「国民の森林」とすることが目的とされました。そこで国有林における「国民参加の森林づくり」を進めていくために1999年に国有林野事業の一つとして「ふれあいの森」制度が始まりました。この制度は国有林の一部を森林ボランティア団体等にフィールドとして提供するというものです。「ふれあいの森」の設定箇所数は年々増加しており、現在（2003年度）では137箇所設定され、延べ1万5千人が活動に参加しています。しかし、制度開始から5年が過ぎましたが、その実態は明らかにされていません。そこで、本研究では制度を利用している団体の活動実施状況の把握を行って制度の意義および課題を明らかにし、今後の展望を考察することを目的としました。

研究の目的を達成するために、まず、全国（北海道・関東地区は除く）の「ふれあいの森」で活動を行っている69団体に対してアンケート調査を行い、全国的な動向を把握しました。次に東海地区において活動を行っている5団体に対して事例調査を行い具体的な事例の把握を行いました。

1 「ふれあいの森」制度の概要

本制度の目的は、「森林ボランティア等による国有林野の積極的な整備・利用を推進すること」です。

「ふれあいの森」における森づくり活動の進め方についてですが、まず、森林管理署によって国有林の一部が「ふれあいの森」として設定され、そこで活動を行う団体を公募により決定します。活動主体として選ばれた団体は、森林管理署と活動計画などについて協

定を締結します。その後、活動団体による森づくり活動が実施されますが、その際の費用は団体の負担であり、「ふれあいの森」内の林産物の利用権は団体には認められていません。

2 アンケート調査の結果報告

アンケートの全体の回収率は56.5% (39/69) でした。地域別の回収率は、東北地区52.4% (11/21)、中部地区66.7% (8/12)、近畿・中国地区64.3% (9/14)、四国地区71.4% (5/7)、九州地区46.2% (6/13) でした。なお39団体のうち2団体は活動が休止状態でアンケートに協力できないという回答でした。

(1) 団体の活動実施状況等

アンケート調査において選択回答により、活動場所は人工林タイプ、伐採跡地タイプ、里山タイプの3つに大別されました。その結果を表-1に示します。また、各タイプにおいて活動実施状況等に差がみられました。これは場所のタイプに応じた整備・利用が行われているからであると考えられます。

ア. 活動内容

各タイプ別の活動内容について図-1に示します。人工林タイプは「除伐」、「間伐」、伐採跡地タイプは「植林」、「下刈り」、里山タイプは「間伐」、「自然観察」、「活動環境作り」がそれぞれ主な活動となっています。

イ. イベント活動の実施状況

各タイプ別のイベント活動実施状況について図-2に示します。会員以外の人をも対象としたイベント活動を「実施している」は、伐採跡地タイプが80%、里山タイプが63%と高くなっています。逆に人工林タイプは「実施していない」が62%とイベント活動を行っている団体は少ないことがわかりました。

ウ. 活動時の指導者について

各タイプ別の活動時の指導者についての結果を図-3に示します。どのタイプも「会員」が指導者を務めている場合が多いといえます。しかし、人工林タイプでは「除伐」、「間伐」が主な活動となっており、チェーンソーなどの道具を用いるため、森林組合員などの「会員以外」の人に依頼している場合も多いといえます。また、里山タイプも同様に、自然観察などのレク活動が主な活動となっているため、森林インストラクターなどの「会員以外」のひとに依頼している場合が多くなっていました。

エ. 森林管理署職員の立ち会いについて

各タイプ別の森林管理署職員の立ち会いについての結果を図-4に示します。人工林タイプは他の二つのタイプよりも「毎回」の割合が46%と高く、「ときどき」と合わせても職員が立ち会う割合は77%と高いといえます。また里山タイプは職員の立ち会う団体の割合が一番低く「毎回」と「ときどき」を合わせて63%となっています。

(2) 制度の評価

制度を利用する利点について自由回答してもらい、その回答を4つに分類しました。その結果を図-5に示します。「活動場所の確保」が48%と最も高く、長期的な活動場所を確保できることが多くの団体に評価されていることがわかりました。

(3) 活動上の問題点

活動を行っていく上で問題となっていることについて選択回答により、上位3つを選んでももらいました。その結果について、1位に選ばれると3ポイント、2位に選ばれると2ポイント、3位に選ばれると1ポイントというように重み付けを行い各項目ごとに比較しました(図-6)。「活動資金不足」が44ポイント、「参加者の確保」が21ポイントと大きな問題となっていました。これらの問題は、「ふれあいの森」制度に関わる問題というよりもボランティア団体が抱えている一般的な問題であると言えます。また、「事務手続きが煩雑」も14ポイントと問題となっています。これは「ふれあいの森」制度に関わる問題であると言えます。

(4) 国有林側への要望

制度に対する要望について自由回答してもらい、その回答を7つに分類しました。その結果を図-7に示します。「活動場所の整備」が11%と要望として最も高くなっていますが、その他の項目と比較して大きく差があるとはいえ、団体ごとに要望は様々であるといえます。また、現状の制度下では認められていない「林産物の利用権」が要望として挙げられています。さらに、「事務手続きの簡略化」、「技術指導」、「職員の協力」など、森林管理署に対してさらなる協力を求める要望が多いといえます。

表-1 活動場所のタイプ別団体数および構成比

	団体数	構成比
人工林	13	35%
伐採跡地	10	27%
里山	8	22%
その他	6	16%
計	37	100%

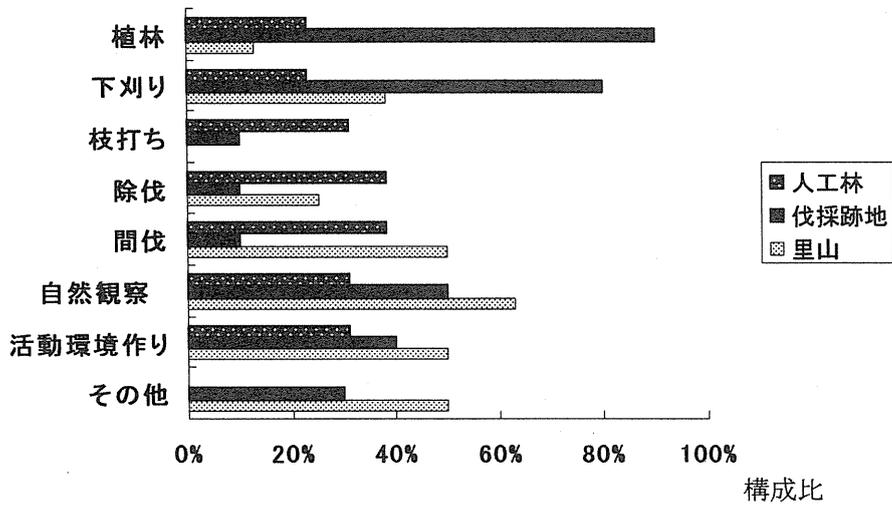


図-1 活動場所のタイプ別活動内容

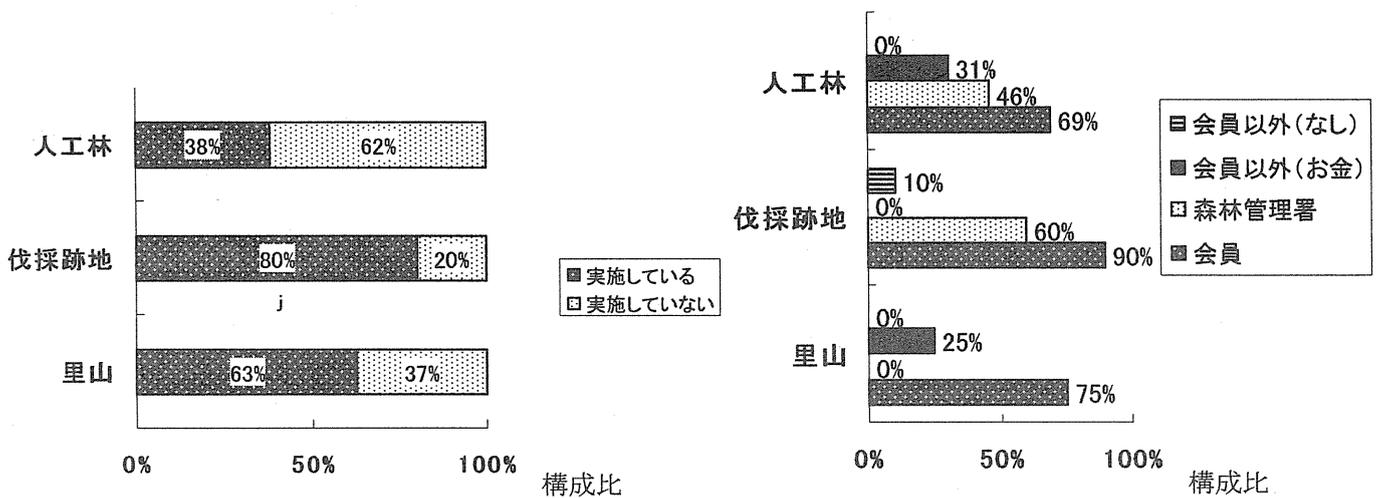


図-2 活動場所のタイプ別イベント活動実施状況

図-3 活動場所のタイプ別活動時の指導者を務めている人

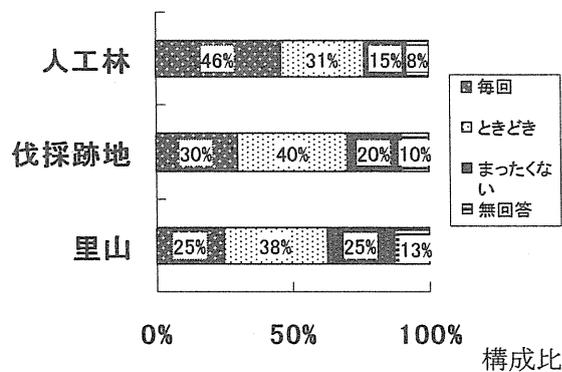


図-4 活動場所のタイプ別森林管理署職員の立ち会い

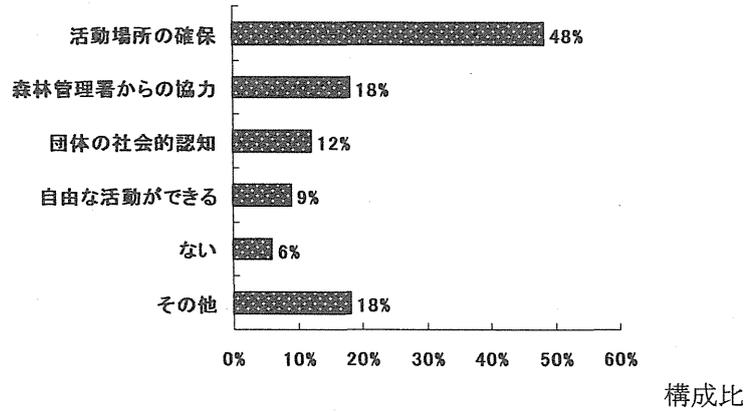


図-5 制度の評価

*4 団体が無記入

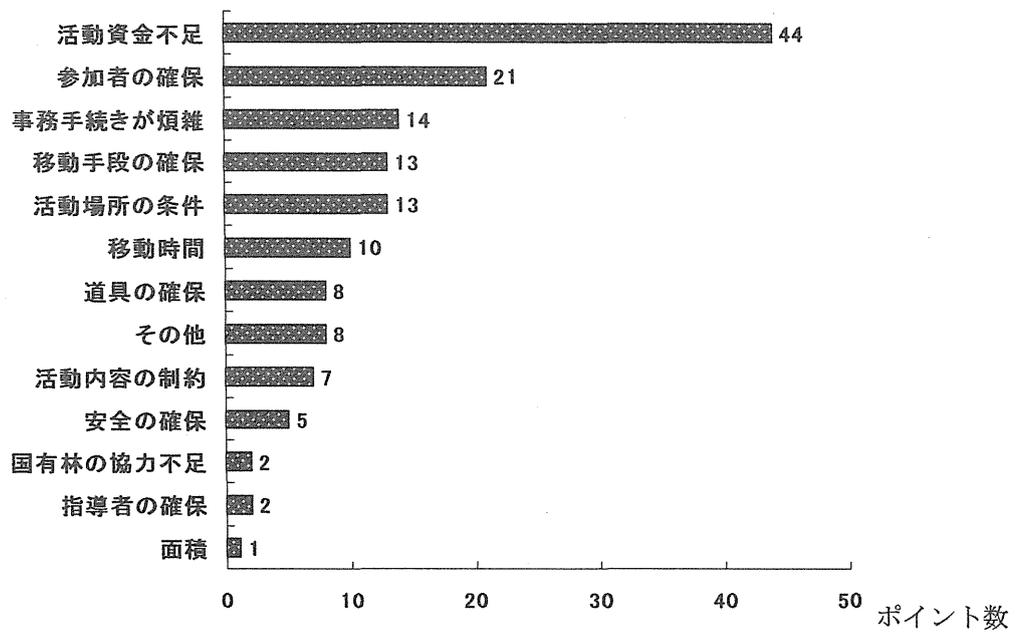


図-6 活動上の問題点

*8 団体が「問題なし」と回答

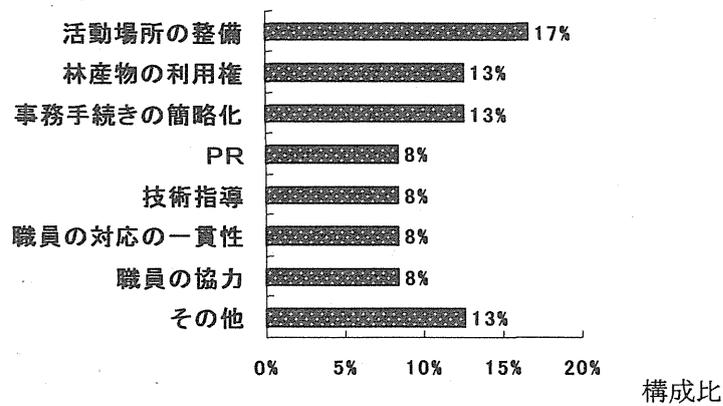


図-7 制度に対する要望

13 団体が無記入

3 事例調査の結果報告

事例調査を行った東海地区の「ふれあいの森」で活動を行っている5団体についての概要を表-2、また、事例調査の結果を表-3に示します。

(1) 活動実施状況

制度を利用するきっかけとしては、二つの場合があることがわかりました。一つ目は制度を知った活動団体が森林管理署に働きかけをするというもので、団体A・Bがそれにあたります。二つ目は過去に国有林とのイベントに参加するなど、既に何らかのつながりを持っており、森林管理署から活動団体へ働きかけをするというもので団体C・D・Eがそれにあたります。

整備目標については「人が親しめる森づくり」や「環境問題への理解を深める」など団体ごとに異なる目標を持って活動を行っていることがわかります。

活動内容としては、各団体ともに、アンケート調査の結果と同じく、活動場所のタイプに応じた活動が行われているといえます。

(2) 国有林側の関わり

森林管理署の活動団体への関わりについては、「活動時の立ち会い」、「道具の貸し出し」、「技術指導」などがありました。また、団体Aは活動場所が保安林に指定されており、活動を行う際に「ふれあいの森」に関わる事務手続き以外にも保安林制度に関わる事務手続きを行わなくてはなりませんが、森林管理署が代行していました。

5団体はすべて、森林管理署との連携が取れていると回答しており、協力体制ができているといえます。

(3) 問題点、今後の要望

今後の問題点としては「活動資金不足」、「移動手段的確保」、「保安林・県立公園に指定されていること」などが挙げられていました。今後の要望としては「間伐材の利用」、「技術向上のための支援」が挙げられていました。活動団体ごとに、置かれている状況や、活動の内容が異なるため、問題点や今後の要望は様々であるといえます。

団体A・Bから間伐材の利用をしたいという要望が出ていました。現状の制度下では「林産物の利用権」が認められていないため、活動上、間伐材が発生しても林内に放置されたままになっています。しかし、活動資金確保のため、そして資源の有効利用のために今後は「林産物の利用権」を認めて欲しいというものでした。

また、活動場所が「保安林」、「県立公園」などに指定されていることによる問題も明らかになりました。団体Cでは、活動場所が「保安林」、「県立公園」に指定されていることを把握しておらず、林内に道具小屋を建設する際に定められた許認可手続きを行わなかったため、県側とトラブルになっていました。

表-2 活動団体の概要

	団体A	団体B	団体C	団体D	団体E
設立年度	2000年	2000年	1997年	2000年	1996年
活動形態	NPO法人	市の外郭団体	NPO法人	任意団体	企業
会員数	120人	86人	600人	55人	1300人
協定年度	2003年	2001年	企業15団体	2000年	2000年
場所のタイプ	人工林	里山	2001年	伐採跡地	伐採跡地
指定	保安林	保安林 国定公園	伐採跡地 保安林 県立公園	保安林 県立公園	保安林 県立公園

表-3 各団体についての調査結果

	団体A	団体B	団体C	団体D	団体E
制度利用のきっかけ	活動団体からの働きかけ	活動団体からの働きかけ	森林管理署からの働きかけ	国有林が行う事業に参加していた	国有林での記念植樹
整備目標	人が親しめる森づくり	市民が親しめる森づくり	隣接原生林と同じような植生にする	山作り	環境問題への理解を深める
活動内容	間伐 ログハウス作り	枝打ち 除伐 遊歩道整備 自然観察	植林(広葉樹) 下刈り 植生調査	植林(ヒノキ) 下刈り 枝払い	植林(ヒノキ) 下刈り 枝払い 遊歩道整備 自然観察会
国有林側の関わり	活動時の立ち会い 道具の貸し出し 事務手続きの代行	活動時の立ち会い 技術指導	活動時の立ち会い 道具の貸し出し 事務手続きの簡略化	連絡を密に取り合う	活動計画への助言 指導者として活動に参加
問題点	活動資金不足	活動資金不足 移動手段の確保 道具類の確保	活動資金不足 移動手段の確保 移動時間の確保 保安林・県立公園の指定	何をやるにも許可が必要なこと	安全の確保
要望	間伐材の利用	間伐材の利用			技術向上のための支援

おわりに

現状としては、本制度によって、ボランティア団体は活動場所のタイプに応じた活動を行っており、国有林の整備や様々な利用が積極的に行われています。また同時に森林ボランティア団体が長期的な活動場所確保することに貢献もしています。さらに、事例調査のケースのように活動団体と国有林との間に協力体制ができつつあるといえます。そのため、制度は森林ボランティアによる国有林の整備・利用の推進につながっており、またボランティア団体が行っているイベント活動などに多くの人に参加することにより、国有林が森林・林業についての普及啓発の場にもなっています。以上より、今後も積極的に進められていくべき制度であると考えられます。

今後の課題としては、本制度に対する要望の一つにもなっていた「林産物の利用権」を検討することがまず挙げられます。次に活動場所が保安林や県立公園などの指定を受けている場合の森林管理署による活動団体へのしっかりとした説明と、許認可手続きへの協力などを行うことが挙げられます。さらに、「ふれあいの森」活動を円滑に進めていくためには活動団体と森林管理署との協力が最も大切であるといえます。事例調査のように両者の協力体制ができているというケースもありましたが、アンケート調査においては森林管理署からの協力を求める要望があったことから、全国的に協力体制ができているとはいえません。

そのため、各団体の様々な問題・要望に対して森林管理署がきめ細かな対応をしていけるような協力体制の確立が望まれます。

以上のような課題が本制度において改善され、今後も積極的に「ふれあいの森」活動が進められていくことで、国有林と森林ボランティアのつながりは強くなり、今後の国有林経営において、森林ボランティアの意見は無視できないものとなっていくことが考えられます。そのため、本制度は国有林における「国民参加の森林づくり」の推進を行うという役割を果たすだけでなく、一般市民が国有林経営に関わり、その意見が反映されていくきっかけとなっていくことが期待されます。

引用・参考文献

- ・ 井上かおり：『学校教育を対象とした森林環境教育の現状と課題～愛知県東三河流域を事例として～』 2002年
- ・ 大浦由美：『国有林野における森林レクリエーション事業と地域社会』 2004年
- ・ 笠原義人（編）：『よみがえれ国有林』 リベルタ出版 1996年
- ・ 黒木三郎，山口孝，橋本玲子，笠原義人（編）：『新国有林論』 大月書店 1993年
- ・ 財団法人林政総合調査研究所：『平成13年度 国民参加による森林整備の促進のための効果的な取組についての調査研究 報告書』 2002年3月
- ・ 堺正紘（編著）：『森林政策学 J-FIC』 2004年
- ・ 佐藤岳晴：『都道府県における森林ボランティア支援策の動向とその意義』 1999年
- ・ 林野庁：『平成11年度 林業白書』 農林統計協会 2000年
- ・ 林野庁：『平成15年度 森林・林業白書（森林及び林業の動向に関する年次報告）』 社団法人 日本林業協会 2004年
- ・ 林野庁：『森林ボランティア団体等との意見交換会資料』 2003年8月8日
- ・ 溝口さや香：『市民参加による森づくり活動の現状と課題－愛知県における活動を対象として－』 2000年
- ・ 山本信次（編著）：『森林ボランティア論』 （株）日本林業調査会 2003年
- ・ 渡邊宏美：『国有林における森林レクリエーション事業と地域社会－赤沢自然休養林を事例として－』 2002年3月

主な調査協力団体

- ・ 愛知森林管理事務所
- ・ 犬山アメニティ協会
- ・ NPO 法人恵那山みどりの会
- ・ 中日森友隊
- ・ 中部森林管理局
- ・ 東濃森林管理署
- ・ 名古屋シティフォレスト倶楽部
- ・ NPO 法人穂の国・森づくりの会